

作ろう！使おう！ マイナンバーカード

便利で暮らしやすい社会づくりのために生まれたマイナンバー制度。平成27年の制度開始から約7年が経過し、マイナンバーカードが使える場面も増え、ますます便利になってきました。今回はそんなマイナンバーカードについてご紹介します。

マイナポイントがお得！

テレビCMなどで話題になっている「マイナポイント」とは、マイナンバーカードと対象のキャッシュレス決済サービス（※）を連携すると、そのキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントのことです。6月30日にマイナポイント第2弾が開始され、最大**20,000円分**のポイントを受け取ることができます。

※キャッシュレス決済サービスQRコード決済（○○Pay）や電子マネー（交通系のICカードなど）、クレジットカードなどのこと。



マイナンバーカードの新規取得等で 最大5,000円分	+	健康保険証としての利用申込みで 7,500円分	+	公金受取口座の登録で 7,500円分
--------------------------------------	---	-----------------------------------	---	------------------------------

- ①マイナンバーカードの新規取得等**
マイナンバーカードを新たに取得し、マイナポイントの申込み後、20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント(上限5,000円分)を受け取ることができます。
マイナポイント第1弾に申込んでいない方が対象です。
令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物をしていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、上限(5,000円分)までポイントの付与を受けることができます
・マイナポイント申込み期限：令和5年2月末
・マイナンバーカードの申込み期限：令和4年9月末
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み 6月30日スタート！**
お持ちのマイナンバーカードを、健康保険証として利用できるよう申込み、マイナポイントの申込みをすると、マイナポイントを受け取ることができます。
まだ利用申込みが済んでいない場合、マイナポイントの申込みの際に一緒に申込みます。
6月30日のマイナポイント申込み開始より前に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行っていた方も対象です
・マイナポイント申込み期限：令和5年2月末
・マイナンバーカードの申込み期限：令和4年9月末
- ③公金受取口座の登録 6月30日スタート！**
ご自身の預貯金口座を国(デジタル庁)に登録し、マイナポイントの申込みをすると、マイナポイントを受け取ることができます。
マイナポイントの申込み完了後に、公金受取口座の登録をすることもできます。
・マイナポイント申込み期限：令和5年2月末
・マイナンバーカードの申込み期限：令和4年9月末

健康保険証としても使える！

令和3年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりました。事前に利用申込みをしておく、医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをリーダーにかざすと、カードの顔写真を機器で確認します。マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険の資格をオンラインで確認します。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることはありません。

利用申込みは簡単！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込みが必要です。利用の申込み、マイナポータル(※)でできます。

※マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでき、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

どないいいことが？ 健康保険証として使う4つのメリット

- ①健康保険証としてずっと使える！**
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
- ③健康管理や医療の質が向上！**
マイナポータルで、自分の特定健診情報や薬剤情報を確認できるので、初めて受診する医療機関でもこれまでの情報を共有できます。

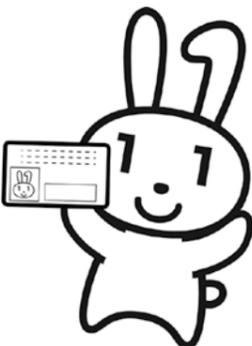
- ②手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要に！**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
- ④医療費控除の申告も便利に！**
令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になりました。

公金受取口座の登録

これまで、給付金などを受け取る際には、振込先となる預貯金口座の口座番号などを申請のたびに記入し、通帳やキャッシュカードの写しなどを一緒に提出する必要がありました。また、申請を受け付ける行政機関(市区町村等)も、申請書に記入された預貯金口座の情報が正しいかどうか、申請ごとに確認する必要がありました。

今後は、預貯金口座をあらかじめ登録しておくことで申請や確認の手間が省け、緊急の給付金等をより迅速に受け取ることができるようになります。

なお、マイナポータルに口座を登録しても、預金残高が国に把握されてしまうということはありません。登録されるのはあくまで金融機関名や口座番号などの情報のみで、勝手に口座の情報を確認されることはありません。給付金等を振り込む事が目的の制度ですので、勝手に税金が引き落とされたりすることもありません。ご安心ください。



マイナンバーカードをまだお持ちでない方…マイナンバーカードを作りましょう！

このように便利な機能がたくさんあるマイナンバーカード。まだお持ちでない方は、マイナンバーカードを作りますか？申請のしかたは簡単です！
マイナンバーカードは、スマホ・パソコン・まちなかの証明用写真機・郵便により無料で申請することができます。あなたがスマートフォンやデジタルカメラで撮った写真を使うこともできます。
(※顔写真は、直近6か月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のものに限ります。)
郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書または個人番号通知書をご用意ください。交付申請書をお持ちでない方は、役場住民課へお越しください。その場で申請書を発行します。
マイナンバーカードの交付申請を行うと、約1ヶ月で町から交付通知書(はがき)がご自宅に届きます。交付通知書に記載してある「受け取りに必要な持ち物」をお持ちになり、ご本人が役場住民課の窓口までお越しください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！ 【問合せ】役場住民課 TEL：82-1112